

ビルクリーニング分野特定技能協議会の加入の流れについて

原則、厚生労働省のホームページから申請手続きをしてください。それが難しい場合は、必要書類を申請書送付先までお送りください。申請内容に問題がなければ、厚生労働省から「ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書(様式第2号)」を電子媒体で担当者様あてにメールで送付します。書面で申請される場合は、申請書類等の紛失防止のため、原則としてレターパック又は簡易書留でお送りください。

1 厚生労働省ホームページから加入申請する場合

(1) 以下のアドレスにアクセスしてください。

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/buildingcleaning_shinsei

(2) 必要事項に記入の上、送信ボタンをクリックしてください。

※再交付届出、変更届出及び退会届出も同様の方法で行ってください。

(3) 厚生労働省において到達した情報を確認後、申請者あてに御連絡いたします。

(4) 加入に必要な資料を電子媒体でご提出いただき、厚生労働省の手続きが終了した後に、構成員資格証明書を電子媒体で担当者様あてにメールいたします。

2 書面で加入申請する場合

(1)

ア. 様式第1号「ビルクリーニング分野特定技能協議会入会申請書」

イ. 雇用する特定技能外国人の在留カードの写し(氏名、性別、生年月日は黒塗りにしてください。)

ウ. 雇用する特定技能外国人がビルクリーニング分野特定技能1号評価試験合格者の場合は、合格証書(氏名、性別、生年月日は黒塗りにしてください。)の写し。

※技能実習から在留資格を変更した場合には、ウの書類は必要ありません。

エ. 担当者の氏名、連絡先の住所、電話番号を書いたメモ用紙

<申請書送付先>

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 宛

<問い合わせ先>

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

電話番号：03-5253-1111 内線(2432)

F A X: 03-3501-9554